

# レンタルサイクル重要事項説明書

## □安全運転のおねがい

自転車と歩行者、自転車同士、自転車単独による交通事故が発生しており、死亡事故や重傷事故になった例も少なくありません。交通ルールやマナーを守って安全運転をお願いします。

## □自転車安全利用5則

- ① 自転車は車道通行が原則、歩道通行は例外
- ② 車道は左側を通行
- ③ 歩道は歩行者優先、車道寄りを徐行
- ④ 法令等の安全ルールを守る
- ⑤ ヘルメット着用の推奨

## □自転車の禁止行為について



## □ご利用上の注意

- ① 自転車は身長140cm以上のお客様がご利用になれます。
- ② ケガや自転車故障の原因となりますので、階段を降りる行為はやめて下さい。
- ③ 自転車を止める際は、必ず駐輪場をご利用下さい。
- ④ 返却は必ず借りた店舗へ返却して下さい。

# レンタルサイクル重要事項説明書

## □事故・故障・盗難などが発生した場合

※自転車の利用者は、法律上の損害賠償責任が発生します。

事故	① 負傷者がいる場合は救護活動を最優先して下さい。☎119を含む。 ② 負傷者や物が壊れた場合は警察☎110へ連絡して下さい。 ③ 貸渡店舗へ事故連絡をして下さい。 ④ 保険会社へ事故報告をして下さい。 一事故相手への賠償関連 ☎06-6356-7788 , 0120-250-110 (損保ジャパン) 一本人のケガ関連 ☎0120-258-189 (三井住友海上)
故障	① 負傷者がいる場合は救護活動を最優先して下さい。☎119を含む。 ② 貸渡店舗へ事故連絡をして下さい。
盗難	① 車両が盗難にあった場合は貸渡店舗へ連絡して下さい。

## □保険・補償制度

※ご利用中に事故が発生した場合は補償限度額の範囲で補償されます。

相手側への賠償	対人賠償責任補償 対物賠償責任補償	最高 1 億円
運転者の補償	死亡・後遺障害保険金 入院保険金 ※180日限度 通院保険金 ※90日限度	8 0 0 万円 日額 4, 0 0 0 円 日額 2, 0 0 0 円
車両本体	補償なし	修理可能な場合は修理金額、修理不可の場合は車両金額を請求致します。また、車両盗難については再購入にかかる実費を請求致します。

## □保険・補償制度が適用されない例

※下記事例以外にも適用されない事があります

- 例 1 事故を警察に届け出ていなかった場合
- 例 2 お申込みいただいた方以外の方が運転して起こした事故
- 例 3 飲酒・酒気帯び・薬物使用による事故
- 例 4 事故を隠蔽または虚偽の報告を行ったと当社が判断した場合
- 例 5 無断で使用延長された場合

## □貸出中に放置自転車として回収・撤去された場合

自転車の回収ができる	回収して店舗へ返却して下さい
自転車の回収ができない	貸出店舗へ連絡して、後日回収して返却して下さい ※未返却期間中は営業損失として1日1,500円を請求致します。